

公告

行政手続法第5条第1項の規定に基づく都市計画法第53条第1項の規定による建築の許可に係る審査基準におけるただし書き「都市計画事業の施行に支障のある区域」を次のとおり公告し、平成17年5月16日の許可申請分から適用します。

なお、同区域については、平成17年4月18日から閲覧に供します。

平成17年4月18日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 都市計画事業の施行に支障のある区域

	都市計画番号	都市計画施設名	区間又は町名	延長又は面積	備考
1	広路3	五条通	下京区中堂寺南町 ～右京区西院南高田町	約380m	
2	I・III・11号	国道9号線	右京区西院月双町 ～西京区御陵塚ノ越町	約1,330m	
3	I・III・22号	河原町通	下京区西之町 ～下京区上之町	約170m	
4	1・3・5号	京都第二外環状線	西京区大原野灰方町 ～西京区大枝沓掛町	約4,730m	
5	I・III・4号	京都貴船線	北区紫竹上掘川町	約110m	
6	I・III・49号	久世梅津北野線	西京区桂上野北町 ～右京区梅津北町	約640m	
7	II・III・41号	西小路通	右京区西院久保多町 他	約50m	
8	3・5・116号	山陰街道	西京区川島菟田町 西京区川島滑樋町	約12m	
9	3・4・106号	沓掛上羽線	西京区大枝沓掛町 ～西京区大原野南春日町	約1,610m	
10	4・3・282号	淀城跡公園	伏見区淀本町地内	約3.4ha	

2 閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 問い合わせ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)